

# 経営力向上計画で 固定資産税を軽減！

上原会計事務所  
 松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F  
 Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

経営力向上計画とは、人材育成や設備投資など自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は以下のメリットがあります。

認定計画に基づき取得した一定の設備について

- ① 固定資産税が3年間1/2に軽減されます！！
- ② 法人税（個人事業主の場合は所得税）について即時償却または税額控除が選択適用可。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<b>【固定資産税の特例】</b> 3年間半分に軽減 {生産性が年平均1%以上向上}			地域・業種を限定した上で <b>拡充</b> (平成29年4月1日～)
	<b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%) {生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資}			<b>拡充</b> (平成29年4月1日～)
	<b>【中小企業投資促進税制 (中促)】</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			<b>【商業・サービス業活性化税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用

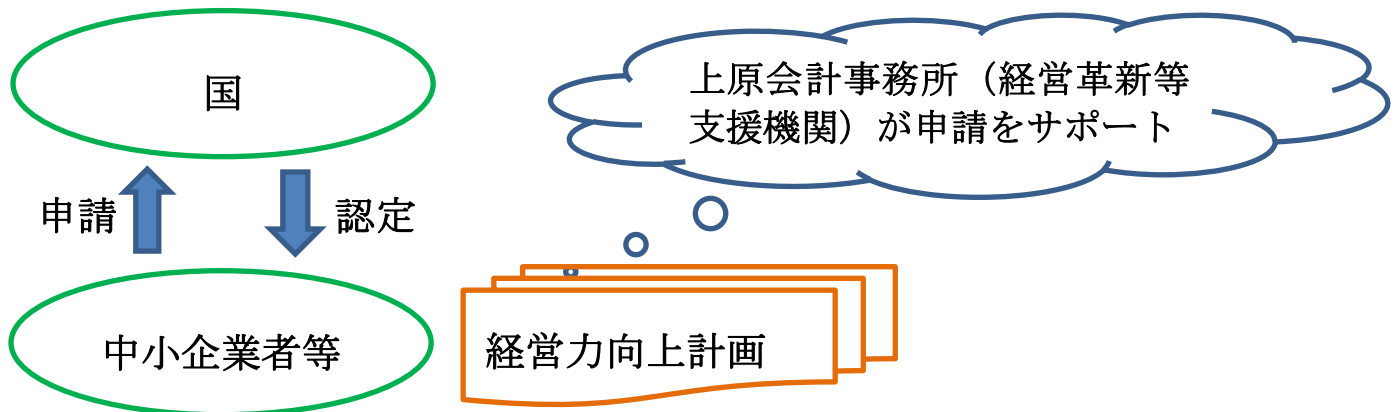
※ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要  
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※中小企業庁「税制措置・金融支援活用の手引き」より

上記税制措置の他、政策金融機関の低金利や民間金融機関の融資に対する信用保証など資金調達に関する支援を受けることができます。固定資産税の軽減は利益状況を問わず適用されるので、設備投資を考えている事業者様はぜひ活用したい制度になりますね。

## 【注意点】

経営力向上設備等については、経営力向上計画**認定後**に取得することが【原則】です。



経営力向上計画申請を行いたい、詳しい話を聞きたいとお考えの方はぜひ当事務所までお問合せください。